

## 償却資産（固定資産税）の申告について

償却資産（固定資産税）の申告期限は、

**令和 8 年 2 月 2 日（月曜日）**までです。

令和 8 年 1 月 1 日現在において、北山村内に償却資産をお持ちの方は、地方税法の規定により、北山村役場総務課税務係まで申告書を提出してください。

なお、新たに事業を開始された方や、申告用紙をお持ちでない方は、税務係までご連絡ください。

### 【償却資産とは】

個人または法人が事業を行うために所有し、その事業の用に供することができる構築物、機械、器具、備品等をいいます。

### 【お問い合わせ先】

北山村役場 総務課 税務係

TEL:0735-49-2331